

## えひめ産業廃棄物協会における平成 30 年度労働災害防止計画

### 1. はじめに

全国産業廃棄物連合会（以下、「連合会」という。）においては平成 29 年度からの 3 年を期間とする「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画（以下、「産廃労働災害防止計画」という。）」を策定し、平成 31 年に死傷災害 996 人、死亡災害 16 人を下回ることを目標に掲げている。

愛媛県の廃棄物処理業における労働災害の発生状況は、死傷者が過去 3 年平均で 15 人であり、全産業に占める割合は 1.0%と全国と同程度である。労働災害は、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、転倒などにより発生しており、動力運搬機械や仮設物・構築物に起因するものが多くなっている。年齢別では、30 歳代以上が多く、事業場規模が小さくなるほど安全衛生への取組が低下し労働災害が発生している。

この目標達成に向けて、当協会では、「産廃労働災害防止計画」はもとより、愛媛県内の労働災害の発生状況、安全衛生活動のアンケート調査から、当年度の実施すべき事項を定め、会員企業が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員企業の安全衛生水準の尚一層の底上げを図っていくものとする。

### 2. 平成 31 年度目標

(1) 死亡者数をゼロにする。

(2) 休業 4 日以上の死傷者数を平成 24～26 年の実績平均に比して、20%以上減少させる。

（平成 24～26 年の平均 15 人→平成 31 年 12 人以下に）

### 3. 平成 30 年度活動目標

2. の「平成 31 年度目標」を達成するために平成 30 年度における活動目標を次のとおり設定する。

(1) 法令に基づく安全衛生管理体制を構築している会員企業を前年度に比して、10%以上増加させる。

（平成 29 年度 169\*社→平成 30 年度 186 社以上に）

(2) 協会が実施する安全衛生研修会の参加者数を前年度に比して、10%以上増加させる。

（平成 29 年度 93 名→平成 30 年度 103 名以上に）

(3) 安全衛生パトロールを実施している会員企業を前年度に比して、10%以上増加さ

せる。

(平成 29 年度 146\*社→平成 30 年度 161 社以上に)

(4) ヒヤリ・ハット活動を実施している会員企業を前年度に比して、10%以上増加させる。

(平成 29 年度 135\*社→平成 30 年度 149 社以上に)

(5) リスクアセスメントを実施している会員企業を前年度に比して、10%以上増加させる。

(平成 29 年度 89\*社→平成 30 年度 98 社以上に)

(6) 安全衛生規程を作成している会員企業を前年度に比して、10%以上増加させる。

(平成 29 年度 74\*社→平成 30 年度 82 社以上に)

\*前年度に実施した会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の集計結果の数値

#### 4. 平成 30 年度活動目標を達成するための当協会における取り組み

3. (1)～(6)に示す「年度目標」を達成するために具体的方策は次のとおり設定する。

(1) 安全衛生研修会の参加者増加を図る。

- ① 会報誌「えひめの産廃」、協会ホームページ、郵送等で会員企業への周知徹底を図る。
- ② 行政及び排出事業者団体等の窓口にチラシを置く等、関係機関に対して、周知の協力をお願いする。
- ③ 研修会参加者に対しアンケートを実施する等、参加者からの声を十分に分析し、研修会の実施内容や回数、開催時間等を検討する。
- ④ 関係監督官庁（労働局、労働基準監督署等）や中央労働災害防止協会に講師を依頼する等、内容の充実化を図る。

(2) 会員企業における安全衛生パトロールの実施を図る。

- ① 連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」の活用について、会報誌「えひめの産廃」、協会ホームページ、研修会等を通じて周知、会員企業の意識向上を図るとともに、トップが関与して安全衛生パトロールを行うことを呼びかける。
- ② 安全衛生委員会委員等が、必要に応じ、連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」を参考に、現場安全パトロールや個別指導等を行う。
- ③ 会員企業における安全衛生パトロールによる改善事例等の情報を収集し、導入が遅れがちな会員企業への支援として、情報提供する。

(3) 会員企業におけるヒヤリ・ハット活動の実施を図る。

- ① 連合会が作成した「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の活用について、

研修会、会報誌「えひめの産廃」、協会ホームページ等を通じて周知する。

- ② 研修会において、「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の使い方を説明する。
- ③ 会員企業等から「ヒヤリ」または「ハット」した事例の収集を行い、それを広く提供する。

(4) 会員企業におけるリスクアセスメントの実施を図る。

- ① 研修会、会報誌「えひめの産廃」、協会ホームページ等を通じて、リスクアセスメントの必要性を周知する。
- ② 厚生労働省・中央労働災害防止協会が作成した産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントのマニュアル及び連合会が作成した講義用のパワーポイントを活用し、会員企業におけるリスクアセスメント定着に向けた研修会を行う。  
また、導入が遅れがちな会員企業へ呼びかける等、リスクアセスメントの確実な実施を促進する。
- ③ 会員企業におけるリスクアセスメントによる改善事例等の情報を収集し、導入が遅れがちな会員企業への支援として、情報提供する。

(5) 会員企業における安全衛生規程の整備を図る。

- ① 研修会、会報誌「えひめの産廃」、協会ホームページ等を通じて、安全衛生規程の必要性を周知する。
- ② 研修会において、連合会が作成した「安全衛生規程作成支援ツール」の使い方を説明する。

(6) 会員企業における安全衛生管理体制の構築を図る。

- ① 労働安全衛生法で事業場規模別に規定されている安全衛生管理体制について、研修会、会報誌「えひめの産廃」、協会ホームページ等を通じて周知する。
- ② 連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、研修会、会報誌「えひめの産廃」、協会ホームページ等を通じて周知する。

5. 平成 30 年度活動目標を達成するための会員企業が実施する取り組み

- (1) 協会が実施する安全衛生活動アンケート調査に協力する。
- (2) 協会が実施する安全衛生研修会に参加する。
- (3) トップが関与して、連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」を活用する等安全衛生パトロールの定期的実施を図る。
- (4) 連合会が作成した「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」を活用する等ヒヤリ・ハット活動の導入と定着を図る。

- (5) 厚生労働省・中央労働災害防止協会が作成した産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントのマニュアル等を活用する等リスクアセスメントの導入と定着を図る。
  
- (6) 安全衛生義務違反に問われないよう、連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」を活用する等自社における安全衛生規程を作成する等安全衛生管理体制を構築する。